

2011 年 7 月 5 日

福島市における放射能汚染の実態および避難区域設定に関する共同声明

面的に広がる福島市内の放射線量の高さと土壤汚染の深刻さ

自治体による測定や市民団体による調査により、避難区域外でも、放射能汚染が面的に拡大していることが明らかになってきています。例えば、6月の中旬に福島市が実施した測定では、同市渡利地区では、毎時 3.2 マイクロシーベルトを超える高い汚染地域が面的に広がっていることがわかります。これは国が避難区域の基準としている年 20 ミリシーベルトを上回る可能性が高い値です。しかし、国が積算線量を算出するための測定ポイントは少ないために、このような地域は国の調査対象外となっています。

また、国の避難基準「年 20 ミリシーベルト」は、土壤汚染の実態を無視しています。

例えば、セシウムによる土壤汚染のレベルは、国の測定ポイントである福島県庁で Chernobyl 事故後の「移住の義務区域」(555,000 ベクレル／平方メートル以上) に匹敵するほか、5月 26 日に実施した市民団体による市内 4 地点における土壤汚染調査において、各地点が Chernobyl 事故後の「移住の義務区域」「移住の権利区域」の基準に達しています。また文科省と米国エネルギー省 (DOE) の航空機モニタリング調査によれば、80km 圏内にも、Chernobyl 事故後の「移住の権利区域」に相当する地域が存在します。土壤汚染という長期的な汚染を考慮すれば、福島県内はもとより広範囲な地域が極めて深刻な状況にあります。しかし、国はこれらの地域については避難拡大の措置などを行っていません。

これだけある「年 20 ミリシーベルト」の問題点

さらに、「年 20 ミリシーベルト」を基準とした避難区域の設定については下記の問題があります。

- ・ 内部被ばくを考慮に入れていない。
- ・ Chernobyl 事故においては、「移住の義務区域」は土壤汚染 555,000 ベクレル／平方メートル (年 5 ミリシーベルト) 以上、フランス政府機関は日本に対し年 10 ミリシーベルトでの避難を勧告した。「年 20 ミリシーベルト」はこれらをはるかに超える高い基準である
- ・ 放射線に対する感受性が高い妊婦・乳幼児・子どもを考慮したものではない。

「避難の権利」確立を

福島には、放射性汚染のリスクとその不確実性を目の前に、自分や家族を守るために避難したいのに避難できないでいる人たちがたくさんいます。避難できない大きな理由の一つが、国が定めた避難区域の外に住んでいることです。避難区域の外であるだけで、避難は自己責任と認識されてしまい、補償や行政的なサポートが得られる保証がなく、職場や学校の理解も得ることができません。

私たちは、すべての住民は、自らの被ばくのリスクを正しく知り、自らの判断で避難をする権利、すなわち「避難の権利」を有していると考えています。

私たちはこの考えに基づき、以下を求めます。

1. 空間線量や土壤汚染の実態に鑑みて、現行の避難区域外においても線量が高い地域を避難区域に設定すること。とりわけ妊婦や子どもたちの避難を早急に実施すること。
2. 「年間 20 ミリシーベルト」以下であっても、住民が自らの判断で避難を行うことを支援する区域を設定すること。
3. 自主避難を行う住民に対して、補償に加え、行政サポートを提供することを明言すること。

以上

発出団体：

子どもたちを放射能から守る福島ネットワーク
福島老朽原発を考える会（フクロウの会）
国際環境 NGO FoE Japan
グリーン・アクション
美浜・大飯・高浜原発に反対する大阪の会（美浜の会）
国際環境 NGO グリーンピース・ジャパン

「避難の権利」と対政府交渉

2011年7月5日 阪上 武

■自らの被ばくとリスクを知る

○内部被ばくの考慮

★子ども福島ネットの子どもの尿からセシウム検出の意味

- ・ホールボディ（2回以上）、尿検査、行動調査、食べ物調査が必要、全員の検査を早急に
- ・ICRPの基準は内部被ばくを含む
- ・政府が定めた避難基準20ミリは外部被ばくの積算だけでよい（災害対策本部）
- ・政府が定めた避難基準20ミリは内部被ばくも含む（原子力安全委員会）
- ・学校給食の測定を

○リスクを知る

- ・健康管理アドバイザーの解任
- ・チェルノブイリの疫学調査

■積算線量20ミリと特別避難勧奨地点

○積算線量算出のための計測ポイントの問題

★渡利の高線量地域が見逃されている

- ・面的な広がり・どこにでもある側溝
- ・直ちに特別避難勧奨「地域」にすべき

○特別避難勧奨地点

- ・面的な広がりがない
- ・どのような支援が受けられるのか

■土壤汚染とチェルノブイリの避難の基準

★福島市内の高い土壤汚染の実態

- ・チェルノブイリではセシウムの土壤汚染の程度により、移住義務、移住権利区域等を定めた
- ・米国の自国民への避難勧告…80km圏、フランス IRSN…10ミリ以上で避難を提言

強制・義務的移住の実施：セシウム137の土壤汚染レベルが555kBq/m²以上、ストロンチウム90が111kBq/m²以上、またはプルトニウムが3.7kBq/m²以上の地域。住民の被曝量は年間5ミリシーベルトを越えると想定され、健康にとって危険である。

希望移住の実施：セシウム137の汚染レベルが185～555kBq/m²、ストロンチウム90が5.55～111kBq/m²、またはプルトニウムが0.37～3.7kBq/m²の地域。年間被曝量は1ミリシーベルトを越えると想定され、健康にとって危険である。

○いつまで緊急時なのか…「緊急時、公衆の防護のためには、最高回避線量が20～100mSv/年の間にすること。汚染地域に居住を継続する場合、あらゆる防護策を講じることを前提として、1～20mSv/年とする。また、長期目標としては、1mSv/年とする。」

■子どもの考慮・学童疎開の推進

- ・子どもと大人が同じ基準でよいのか
- ・教育を受ける権利…学童疎開…受入れ（全国で6校）があるのに出すほうにやる気がない

政府における避難区域のカテゴリー

○警戒区域

<http://www.kantei.go.jp/saigai/pdf/20110421110001shiji.pdf>

- 福島第一原発から半径 20km 圏内（海域も含む）を「警戒区域」に設定。平成 23 年 4 月 22 日午前 0 時以降、この区域への立ち入りは制限される。

○計画的避難区域

<http://www.meti.go.jp/press/2011/04/20110422004/20110422004-2.pdf>

<http://www.meti.go.jp/press/2011/04/20110422004/20110422004-3.pdf>

- 事故発生から 1 年の期間内に積算線量が 20 ミリシーベルトに達するおそれのあるため、住民等に概ね 1 ヶ月を目途に別の場所に計画的に避難を求める。
- 国際放射線防護委員会（ I C R P ）と国際原子力機関（ I A E A ）の緊急時被ばく状況における放射線防護の基準値（ 20 ~ 100 ミリシーベルト）を考慮。

○緊急時避難準備区域

<http://www.meti.go.jp/press/2011/04/20110422004/20110422004-2.pdf>

<http://www.meti.go.jp/press/2011/04/20110422004/20110422004-3.pdf>

- 福島第一原子力発電所の事故の状況がまだ安定していないため、今後なお、緊急時に屋内退避や避難の対応が求められる可能性が否定できない状況にある。
- このため、緊急時避難準備区域においては、住民に対して常に緊急的に屋内退避や自力での避難ができるようにすることが求められる。

○特定避難勧奨地点

<http://www.meti.go.jp/press/2011/06/20110616007/20110616007.html>

- 年間 20mSv を超えることが推定される地点。6 月 5 日、6 日、及び 10 日から 14 日まで国及び福島県で行った環境モニタリングの結果を踏まえて協議の上決定。
- 該当する住民に対して注意喚起、避難の支援や促進を行う。特に、妊婦や子供のいる家庭等の避難を促す。一律に避難を指示したり、産業活動を規制したりするようなことはない。

	計画的避難区域	特定避難勧奨地点
対象となる区域	事故発生後1年間の積算線量が 20mSvを超える地点が、地域全体に広がりをもって存在	事故発生後1年間の積算線量が 20mSvを超える地点が、地域の一部に存在(除染が容易でない住居の単位で存在)
安全性の観点	生活全般を通じて 20mSv を超える懸念がある	線量の高い地点を離れればより低い線量であることから、必ずしも生活全般を通じて 20mSv を超える懸念は少ない
政府の対応	計画的な避難(政府として一律に避難を求める)	注意喚起、情報提供、避難の支援等(政府として一律に避難を求めるものではない)

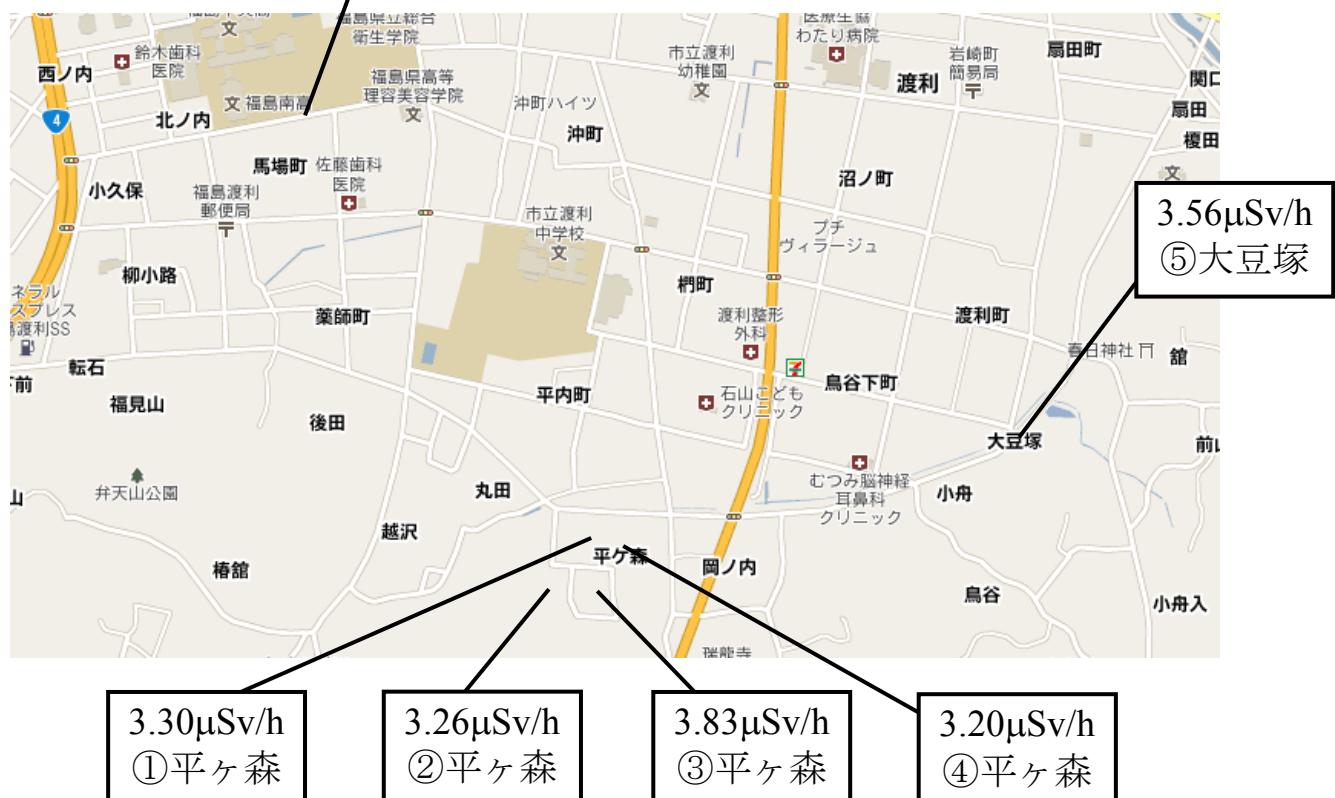
福島市の測定ポイントおよび線量～渡利平ヶ森周辺

・文科省が積算線量の算定に用いている福島県の測定ポイントは、この地域の高い線量を反映したものではない。(右図虫ピンが市の測定で高線量であった場所、他は県の測定ポイント)

・福島市の測定データによると、福島市渡利平ヶ森付近では、高い線量が、ポイントではなく、面的な広がりをもって存在する。 $3.83 \mu\text{Sv}/\text{h}$ を観測した公園は立ち入り禁止の札が立っていたが、それだけでは意味をなさない。平ヶ森周辺は直ちに避難地域にすべきである。



d12 渡利 県の測定 $1.2 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 積算線量 7.8mSv



測定	地 点	空間線量	積算線量
県の測定	d12 福島市渡利	$1.2 \mu\text{Sv}/\text{h}$	7.8mSv
市の測定	①平ヶ森 公務員アパート1号棟・2号棟間公園	$3.30 \mu\text{Sv}/\text{h}$	—
	②平ヶ森 渡利山際集会所	$3.26 \mu\text{Sv}/\text{h}$	—
	③平ヶ森 市住1号棟・2号棟間公園	$3.83 \mu\text{Sv}/\text{h}$	—
	④平ヶ森 公務員アパート2号棟前	$3.20 \mu\text{Sv}/\text{h}$	—
	⑤大豆塚 ゴミ集積場側溝枡	$3.56 \mu\text{Sv}/\text{h}$	—

県の測定

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/other/detail/_icsFiles/afieldfile/2011/06/21/1305519_0621.pdf

市の測定（全市一斉放射線量測定結果について）

<http://bousai.city.fukushima.fukushima.jp/info/h23-jishin/kankyouhousyanousokutei/zensiisseisokutei>

福島市内の土壤汚染

- 文科省測定…6月29日福島市杉妻町（県庁）セシウム $134+137$ で $32,000\text{Bq/kg} = 640\text{kBq/m}^2$ （換算係数 20）チェルノブイリ事故では「移住の義務」区域に相当。福島市大波でも最大 $37,000\text{Bq/kg} = 740\text{kBq/m}^2$ （換算係数 20）で、同じく「移住の義務」区域(555 kBq/m^2 ～)に相当する。
- 山内教授による測定…渡利・大波地区で約 $16,000\text{Bq/kg} \sim 46,000\text{Bq/kg} = 320\text{kBq/m}^2 \sim 920\text{kBq/m}^2$ （換算係数 20）チェルノブイリ事故の「避難の権利」区域（ $185 \sim 555\text{ kBq/m}^2$ ）～「避難の義務」区域(555 kBq/m^2 ～)に相当する（6月26日）。



文科省の測定データ

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/other/detail/_icsFiles/afieldfile/2011/06/29/1306615_062910d.pdf

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/other/detail/_icsFiles/afieldfile/2011/06/15/1

<福島市における放射能汚染レベルと放射性セシウムの局所的濃縮¹（速報）>抜粋

2011年6月28日 山内 知也 神戸大学大学院海事科学研究科

概要：2011年6月26日、福島県福島市において4か所から土壌サンプルを採取した。その放射能汚染レベルを、高純度ゲルマニウム半導体検出器を用いて評価した。何れの試料からも「放射性同位元素等による放射線障害防止法に関する法律」が規定する放射能濃度の下限数量（10,000 Bq/kg）を超える汚染が検出された。最高値は46,540 Bq/kgであった。

測定結果のまとめと評価

・福島市内の4か所で採取した土壌の試料は「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」とその関係政令が定める下限数量である10,000 Bq/kgを超えていた。

・試料(1)は大波小学校に隣接するスクールバスのバス停の土壌であり、性状としては砂利であった。その位置での1m高さの空間線量は1.72 μSv/hであり、5cm高さでは2.42 μSv/hであった。表2に示したように、Cs-134が9,340 Bq/kg、Cs-137が9,880 Bq/kgであり、双方を合わせると19,220 Bq/kgであった。乾燥させると単独でも10,000 Bq/kgを超えると思われる。

・試料(2)は大波農村ひろばのグランドの土である。このグランド中央での1m高さの空間線量は2.5 μSv/hであり、50cm高さでは2.9 μSv/h、5cm高さでは3.2 μSv/hであった。表3に示したように、Cs-134が8,080 Bq/kg、Cs-137が8,210 Bq/kgであり、双方を合わせると16,290 Bq/kgであった。かなりの水分を含んだ状態での計測であったので乾燥重量はより軽くなり、その状態では単独でも10,000 Bq/kgを超えると思われる。このグランドに隣接する駐車場のような広場の土砂は入れ替え作業が行われていた。1m高さの空間線量は0.82 μSv/hであり、5cm高さでは0.70 μSv/hであった。地表からのガンマ線が少なく、広場の周辺からの影響が大きいために1m高さでの計測値がより大きくなっている。入れ替えを行っても、例えば神戸のバックグラウンドレベルと比べると(0.05 μSv/h)、16倍以上の高さである。

・試料(3)は平ヶ森市営住宅内公園内の土である。この公園は現在は柵が設けられており中で遊ぶことが禁じられているが、数日前までは子どもたちが遊んでいたとのことである。試料は柵の外側の土である。その場所での1m高さの空間線量は2.4 μSv/hであり、5cm高さでは3.5 μSv/hであった。表4示したように、Cs-134が8,900 Bq/kg、Cs-137が8,740 Bq/kgであり、双方を合わせると17,640 Bq/kgであった。これも乾燥させると単独で下限濃度を超えると思われる。子供が遊んでいた公園の土壌が法令でいうところの放射性同位元素であるという事態を重視すべきである。計測が行われてこなかったにもかかわらず、年間20mSvといった数値が一人歩きし、注意喚起すら行われていなかった。

¹ この放射能汚染調査は、「子どもたちを放射能から守る福島ネットワーク、国際NGO FoE Japan、福島老朽原発を考える会、美浜・大飯・高浜原発に反対する大阪の会」の要請と援助をうけて実施した。計測には神戸大学大学院海事科学研究科「加速器・粒子線実験施設」の放射線計測機器を使用した。

・試料(4)は、小倉寺稻荷山5番地の福泉寺の庭から伸びる階段の下の道路の側溝から採取した土である。Cs-134 が 21,730 Bq/kg、Cs-137 が 24,810 Bq/kg であり、双方を合わせると 46,540 Bq/kg であった。湿っている状態でも下限濃度を単独で超えている。この側溝の下は土砂で埋まっているとみられ、流れ込む水に含まれているセシウムが堆積・濃縮されることでこのような高い汚染レベルに到達したと見られる。採取地点は側溝上の金属製グリッドが置かれていた部分であったが、1 m 高さの空間線量は 2.2 μ Sv/h であり、50 cm 高さでは 3.0 μ Sv/h、5 cm 高さでは 7.7 μ Sv/h であった。近くのグリッドには落ち葉が詰まっていたがその 5 cm 高さでの空間線量は 11.5 μ Sv/h であった。周辺の土壤よりも汚染レベルが格段に高い部分は、福島県外でも確認されているが、そこでも水の流れが関係していた。

・福島市内の各地点でも空間線量の高いところと相対的に低いところがあり、それは放射性セシウムの分布と密接に関係する。したがって、ある地点から少し離れると線量が数 10%以上変化することも珍しくない。したがって、定点観測する場合にはその定点を選択する妥当性が常に問題になる。セシウムの分布自体は降雨の度に変化し、側溝等の水が流れ込む場所ではセシウムの濃縮が生じている。地域を点ではなくて時間軸を含む面で捉える丁寧な空間線量の評価が要る。より巨視的に考えると、阿武隈川の水系におけるセシウムの移動と堆積の全体像をつかみ、その時間的変化を理解する必要があるだろう。

・福島市内の各所で「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」とその関係政令が定める下限数量である 10,000 Bq/kg を超えている汚染が確認された。Cs-134 の半減期は 2 年であり、Cs-137 のそれは 30 年である。したがって、この汚染は容易には消えず、人の人生の長さに相当する。そのような土地に無防備な住民を住まわせてよいとはとうてい考えられない。

2011 年 7 月 5 日

「避難の権利」集会 in 福島

自主避難に求められる補償と行政支援～「避難の権利」確立に向けて～

「避難の権利」の根拠と実現に向けた戦略

福田健治¹

1. なぜ「避難の権利」なのか～今福島の人々が置かれている現状

1.1 なぜ避難なのか

1.2 なぜ権利なのか

2. 「避難の権利」の法的根拠と内容

2.1 「避難の権利」の法的根拠－憲法と国際法から

2.2 「避難の権利」の内容

3. 「避難の権利」実現に向けた戦略

3.1 対政府

3.2 対東京電力

¹ 弁護士（第二東京弁護士会所属）・ニューヨーク州弁護士。特定非営利活動法人メコン・ウォッチ副代表理事。ご連絡は東京駿河台法律事務所（03-3234-9133 / fukuda@surugadai.org）まで。

(参考資料)

○日本国憲法

- ・ 前文

われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。(平和的生存権)

- ・ 13条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。(幸福追求権)

- ・ 25条1項

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する(生存権)

○経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約）

- ・ 12条

1 この規約の締約国は、すべての者が到達可能な最高水準の身体及び精神の健康を享受する権利を有することを認める。

2 この規約の締約国が1の権利の完全な実現を達成するためによる措置には、次のこととに必要な措置を含む。

(a) 死産率及び幼児の死亡率を低下させるため並びに児童の健全な発育のための対策

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する(生存権)

○子どもの権利条約

- ・ 24条

1 締約国は、到達可能な最高水準の健康を享受すること並びに病気の治療及び健康の回復のための便宜を与えられることについての児童の権利を認める。締約国は、いかなる児童もこのような保健サービスを利用する権利が奪われないことを確保するために努力する。

2 締約国は、1の権利の完全な実現を追求するものとし、特に、次のことのための適当な措置をとる。

(a) 幼児及び児童の死亡率を低下させること。

(e) 社会のすべての構成員特に父母及び児童が、児童の健康及び栄養、母乳による育児の利点、衛生（環境衛生を含む。）並びに事故の防止についての基礎的な知識について、情報を提供され、教育を受ける機会を有し及びその知識の使用について支援されることを確保すること。

2011 年 7 月

原子力損害賠償紛争審査会 御中

自主避難者への賠償に関する要請書

私たちは、福島原発事故に伴う放射能汚染の深刻さに鑑みて、すでに自主避難をした住民、これから自主避難をしようとしている住民、そしてこれらの住民を支援する市民団体および個人です。

福島には、放射性汚染のリスクとその不確実性を目の前に、自分や家族を守るために避難したいのに避難できないでいる人たちがたくさんいます。避難を阻んでいる大きな理由の一つが、まさに国が定めた「年間 20 ミリシーベルト」を基準とした避難区域の外に住んでいることなのです。避難区域の外であるだけで、避難は自己責任と認識されてしまい、補償や行政的なサポートが得られる保証がなく、職場や学校の理解も得ることができません。

この国が定めた「年間 20 ミリシーベルト」については、下記の問題点があります。

- ・ 内部被ばくを考慮に入れたものではない
- ・ チェルノブイリにおいては、強制避難レベルは約 5 ミリシーベルト（土壤 555,000 ベクレル／平方メートル）、福島第一原発事故におけるフランスの避難勧告レベルは 10 ミリシーベルトとされた。これに比して高い基準値である。
- ・ 放射線に対する感受性が高い妊婦・乳幼児・子どもを考慮したものではない。

一方で、自治体の測定や市民団体の測定などによれば、避難区域と設定された以外の地域でも、年間 20 ミリシーベルトに達する可能性が高い地域もあります。

私たちは、すべての住民は、自らの被ばくのリスクを正しく知り、自らの判断で避難をする権利、すなわち「避難の権利」を有していると考えています。

この考えに基づき、以下を要請します。

自らの判断で自主避難を行った住民に対して、正当な補償が行われるべきであることを原子力損害賠償紛争審査会の報告において明記すること

以上

(呼びかけ団体)

子どもたちを放射能から守る福島ネットワーク

福島老朽原発を考える会（フクロウの会）

国際環境 NGO FoE Japan

(賛同団体・個人のリストはいる)

2011年7月

原子力損害賠償紛争審査会 御中

自主避難者への賠償に関する要請書

私たちは、福島原発事故に伴う放射能汚染の深刻さに鑑みて、すでに自主避難をした住民、これから自主避難をしようとしている住民、そしてこれらの住民を支援する市民団体および個人です。

福島には、放射性汚染のリスクとその不確実性を目の前に、自分や家族を守るために避難したいのに避難できないでいる人たちがたくさんいます。避難を阻んでいる大きな理由の一つが、まさに国が定めた「年間 20 ミリシーベルト」を基準とした避難区域の外に住んでいることなのです。避難区域の外であるだけで、避難は自己責任と認識されてしまい、補償や行政的なサポートが得られる保証がなく、職場や学校の理解も得ることができません。

この国が定めた「年間 20 ミリシーベルト」については、下記の問題点があります。

- ・ 内部被ばくを考慮に入れたものではない
- ・ チェルノブイリにおいては、強制避難レベルは約 5 ミリシーベルト（土壤 555,000 ベクレル／平方メートル）、福島第一原発事故におけるフランスの避難勧告レベルは 10 ミリシーベルトとされた。これに比して高い基準値である。
- ・ 放射線に対する感受性が高い妊婦・乳幼児・子どもを考慮したものではない。

一方で、自治体の測定や市民団体の測定などによれば、避難区域と設定された以外の地域でも、年間 20 ミリシーベルトに達する可能性が高い地域もあります。

私たちは、すべての住民は、自らの被ばくのリスクを正しく知り、自らの判断で避難をする権利、すなわち「避難の権利」を有していると考えています。

この考えに基づき、以下を要請します。

自らの判断で自主避難を行った住民に対して、正当な補償が行われるべきであることを原子力損害賠償紛争審査会の報告において明記すること

以上

(呼びかけ団体)

子どもたちを放射能から守る福島ネットワーク

福島老朽原発を考える会（フクロウの会）

国際環境 NGO FoE Japan

上記要請に連名いたします。

ご氏名_____

ご住所_____